

議事録（概要版）

説明会の名称		新座都市計画道路3・4・8号東久留米志木線（本多工区）事業説明会（第二回）
開催日時		令和8年1月23日（金） 午後6時から午後6時55分まで 令和8年1月24日（土） 午前10時から午前10時45分まで
開催場所		新座市水道管理センター1階 大会議室
出席者	新座市	山本（インフラ整備部長） 鳥之海（インフラ整備部副部長兼道路管理課長） 梅田（インフラ整備部参事兼道路河川課長）※23日のみ 山本（道路管理課副課長兼道路用地係長） 鈴木（道路河川課副課長兼道路整備係長）※24日のみ 高橋（同課道路用地係主任） 葛西（同課道路用地係主任） 池田（同課道路用地係主任）
	東日本総合整備計画(株)	営業本部 本店営業部 新座支店長※23日のみ まちづくり本部 土木設計部 計測一課 2名
	地権者等関係者	1月23日（金） 15名 1月24日（土） 13名
説明会内容		1 開会 2 インフラ整備部長挨拶 3 出席者紹介 4 案件説明（事業概要、事業認可、用地取得までの流れ及び取付道路について） 5 質疑応答 6 閉会
説明会資料		別添のとおり

内 容 （経過、結論等）

1 説明会要旨

「東久留米志木線」の事業概要及び事業認可等について、土地地権者、隣接地権者、地元町内会長（中原町内会、本多町内会、堀ノ内町内会）、県議会議員、市議会議員に案内状を配布。1月23日、24日の両日で説明会を開催し、別添会議資料に沿って説明及び3Dパース図による動画上映（約3分）を行ったもの。

2 質疑応答

1月23日（金）

- (1) 質問者A氏：市役所方面から取付道路へ右折できるか？
また、取付道路から東久留米志木線へ右左折はできるか？
市→両方ともできる計画で、警察と協議を進めている。
- (2) 質問者B氏：市道第6034号線について、取付道路を通過して東久留米志木線に出ずに、市道第6034号線の終端に隣接するJAあさか野の駐車場から産業道路に出る（ショートカットする）人がいるのではないか？
市→一定数は、いるものと思われるが回避できない。あまりにも多いようであればJAさんと協議し、何かしらの対応策を検討することとなる。
- (3) 質問者B氏：取付道路から東久留米志木線に右左折するにあたり、信号機の設置は検討できないか？
市→道路構造令上、信号機の設置間隔が定められており、取付道路への信号機設置は難しいと考えている。
- (4) 質問者C氏：交通量が多くなることを期待して都市計画道路を作るのだと思う。そうであれば、取付道路に信号機を設置しないと右左折ができなくなるのではないか？市道第6034号線沿いに居住している住民にとっては、右左折の懸念は大変な重要事項である。
また、沿道には古紙回収業者があり、大きなトレーラーだけでなく、小さなトラックも頻繁に出入りしている。市はこれを認識しているか？
市→今後、交通量推計や調査を実施して、右左折について客観的な根拠をお示ししていきたい。現段階において右左折できるように協議しているのでご理解をお願いしたい。
沿道の古紙回収業者についてのトレーラーの動きは把握している。トレーラーや小さなトラックに限らず、当該業者には近隣住民に迷惑をかけないように協力の要請をしているし、今後も引き続き協力要請はしていく。
- (5) 質問者C氏：予定している取付道路に信号機が設置できないのであれば、取付

道路を信号機が設置できる場所まで東久留米駅方面に移動することはできないか？

市→予定している取付道路から東久留米志木線には、信号機がなくても右左折可能との認識であるため現時点はその考えはない。

(6) 質問者D氏：信号機が難しければ押しボタン式信号機は設置できないか？自動車は良いが歩行者の横断はどのように考えているか？

市→道路構造令上、信号機（押しボタン式信号機含む）の設置間隔が定められており、取付道路への信号設置は難しいと考えている。

(7) 質問者D氏：今後のスケジュールにおいて、一番の懸念点となるのは用地取得か？

市→お示ししているスケジュールはあくまで案のため、参考程度に留めていただきたい。お見込みのとおり、一番進捗に影響があるのは用地交渉である。

(8) 質問者D氏：用地取得は市役所方面から行うのか？それとも東久留米駅方面から行うのか？

市→物件調査や用地交渉において地権者の協力ありきのため、どうしてもズレが生じる。したがって、どちらか一方からということではなく、協力していただける方から順次用地交渉を実施していく予定。あとは予算次第である。

1月24日（土）

(1) 質問者E氏：取付道路について聞きたいが、信号がないような気がするが、東久留米方面にはいけないのか。

市→取付道路からの出入については、両方右左折できるように警察と協議をしている。信号機については、この場所に設けることは考えていないが、東久留米方面には行けるという認識でよい。（補足回答）取付道路から都市計画道路に出る場合においても、右左折で出られる。また、都市計画道路から市道第6034号線に入る場合においても右左折で進入することは可能である。

また、信号機については警察の管轄になるが、一般的には交差点からの距離が一定以上ないと設置ができないようである。最終的な判断は警察となる。

(2) 質問者F氏：計画道路の趣旨とはずれるが、産業道路から児童センターを曲がったところに、市道第6034号線から水道道路につながる市の赤道（東京都水道局の脇の道）という幅が1 m 8 0 cmの市道がある。それを広くして道路にして使えるようにできないかなと思っている。

市→ご要望ということで承らせていただく。私どもの方でもその部分について

は、今回、全く検討していないため、そういったお声があったということで要望を持ち帰らせていただきたい。

- (3) 質問者F氏：昨日、息子が説明会に来て、今度の道路には電柱を立てない方向だという話を聞いたが、自分としてもぜひそうしてもらいたい。災害の時に電柱が倒れて緊急車両が通れないという場合もあるようなので、電柱を立てない方向でお願いしたい。

市→災害の際には、無電柱が良いのは間違いないが、部分的（本多工区のみ）に無電柱になることや、整備費用の面でも悩ましいところではある。前向きに検討してまいりたい。

- (4) 質問者G氏：東久留米志木線への出入りで、右左折できるようになればいい。
市→東久留米志木線には、右左折可能との認識である。

以上